

## 基準 10 財務

## (1) 観点ごとの分析

観点 10 - 1 - : 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

## 【観点到係る状況】

本法人の平成 20 年度末現在における資産は、資料 10 - 1 - 1 - A のとおりである。

## 資料 10 - 1 - 1 - A 資産状況 (平成 16 年度 ~ 20 年度)

(単位:円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
固定資産	17,063,057,874	16,755,697,949	16,456,792,286	16,510,381,363	16,767,520,028
流動資産	628,859,246	818,823,324	1,016,295,561	1,149,825,414	1,148,709,538
資産 計	17,691,917,120	17,574,521,273	17,473,087,847	17,660,206,777	17,916,229,566
固定負債	1,229,984,413	1,163,822,020	1,198,496,996	1,223,346,376	1,507,335,380
流動負債	675,536,331	794,096,184	886,809,777	1,059,000,707	1,030,633,824
負債 計	1,905,520,744	1,957,918,204	2,085,306,773	2,282,347,083	2,537,969,204

## 【分析結果とその根拠理由】

資産については、平成 20 年度末の保有状況は、土地 11,616,780 千円及び建物 3,281,699 千円が固定資産の 9 割を占めている。

負債については、資金の返済を要しない固定負債が負債合計の過半数を占めている。また、流動資産が流動負債を上回っていることから、大学の目的に沿った教育研究活動の遂行上問題はない。また、過去 5 年間の資産等の状況は、大きな変動は生じておらず、安定している。

観点 10 - 1 - : 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

## 【観点到係る状況】

本法人の経常的収入は、国から措置される運営費交付金のほか、授業料や入学料等の学生納付金収入、受託研究等の外部資金で構成されている。過去 5 年間の経常収益 (資産見返負債戻入を除く) を資料 10 - 1 - 2 - A に示す。

資料 10 - 1 - 2 - A 経常収益（資産見返負債戻入を除く）（平成 16 年度～20 年度）（単位：円）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
運営費交付金収益	2,657,032,535	2,611,203,206	2,552,640,825	2,497,709,413	2,594,117,612
授業料収益	660,199,376	674,429,191	671,135,447	663,657,624	695,136,728
入学金収益	104,456,000	107,562,700	107,261,400	110,950,300	104,943,900
検定料収益	30,121,500	40,707,800	41,786,100	28,980,600	31,514,900
受託研究等収益	910,000	5,020,900	9,788,980	3,064,948	6,078,374
受託事業等収益	8,207,517	2,407,961	5,531,051	6,326,133	10,765,009
寄付金収益	15,651,665	22,701,661	24,908,476	20,340,578	23,422,272
施設費収益	5,941,271	1,510,782	14,153,327	26,707,754	76,179,088
補助金等収益		27,885,453	48,081,912	67,072,952	112,811,828
財務収益	6,345	2,366	3,011	25,567	2,563,919
雑益	31,481,070	29,726,196	32,589,222	45,368,968	41,763,870
計	3,514,007,279	3,523,158,216	3,507,879,751	3,470,204,837	3,699,297,500

【分析結果とその根拠理由】

運営費交付金を除いた経常収益の約 72% を占める授業料収益及び入学金収益については、定員充足状況の適正化を図ることで安定的に確保している。

また、「相談窓口の設置」や「外部資金の獲得奨励を目的とした研究費配分」、検定料等の収入予算に対する「インセンティブの付与」のほか、大学資産の有効利用のため、施設貸付使用料金の適正化、施設利用の広報活動の強化等による増収、余裕資金の運用による自己収入の確保を図っている。

以上により、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されていると判断できる。

観点 10 - 2 - : 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

平成 16 年度から平成 21 年度に係る予算、収支計画及び資金計画は、本法人の中期計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て学長が決定し、文部科学大臣に認可を受けている。各年度に係る計画についても同様の審議を経て学長が決定し、文部科学大臣に届け出ている。

これらの収支計画等は資料 10 - 2 - 1 - A のとおりホームページに公開し、学内外に明示している。また、財政に関する計画については、別途「財政計画」を策定し、学内教職員に周知している。

## 資料 10 - 2 - 1 - A 収支計画等を掲載したホームページの URL

中期計画（別紙）予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画  
 (pp.15-21) <http://www.nara-edu.ac.jp/genan.pdf>

年度計画 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

平成 16 年度(pp.11-13) [http://www.nara-edu.ac.jp/plan\\_16.pdf](http://www.nara-edu.ac.jp/plan_16.pdf)  
 平成 17 年度(pp.12-14) [http://www.nara-edu.ac.jp/schedule\\_17.pdf](http://www.nara-edu.ac.jp/schedule_17.pdf)  
 平成 18 年度(pp.14-16) [http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki\\_top.files/schedule\\_18.pdf](http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_18.pdf)  
 平成 19 年度(pp.13-15) [http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki\\_top.files/schedule\\_19.pdf](http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_19.pdf)  
 平成 20 年度(pp.11-13) [http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki\\_top.files/schedule\\_20.pdf](http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_20.pdf)  
 平成 21 年度(pp.10-12) [http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki\\_top.files/schedule\\_21.pdf](http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_21.pdf)

## 【分析結果とその根拠理由】

本法人における予算・収支計画及び資金計画は、中期計画及び年度計画において、学内審議を経て策定し、ホームページに公開している。

さらに、財政面に関する計画としては、別途「財政計画」を策定し、学内に周知している。

このことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断できる。

観点 10 - 2 - : 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

## 【観点到に係る状況】

過去 5 年間の収支の状況を資料 10 - 2 - 2 - A に示す。

また、中期計画で定められている緊急に必要となる対策費としての短期借入金の限度額は 700,000 千円となっているが、これまで借入の実績はない。

## 資料 10 - 2 - 2 - A 損益計算書における収支状況（平成 16 年度～20 年度）（単位:円）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	3,476,793,952	3,497,062,103	3,450,338,770	3,445,219,225	3,721,213,833
経常収益	3,564,644,019	3,628,435,536	3,564,567,898	3,518,665,923	3,756,174,493
経常利益	87,850,067	131,373,433	114,229,128	73,446,698	34,960,660
当期総利益	98,898,894	134,202,520	42,457,379	76,002,433	60,008,550

## 【分析結果とその根拠理由】

各年度において当期総利益を計上し、短期借入も行っていないことから、支出超過となっていないと判断できる。

観点 10 - 2 - : 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では上記の予算・収支計画及び資金計画に基づき、財務委員会において予算編成方針や教育経費、研究経費等の配分方針を審議し、予算編成を行っている。（別添資料 10 - 2 - 3 - 1）

一般管理費にはゼロベース予算（ZBB）手法を導入している。各担当部局から提出された所要額に対して財務委員会が査定を行い、予算案を編成している。

また、教育経費、研究経費等については教育研究の質を確保する観点から追加要求を認めており、追加要求があった場合は、財務委員会において要求趣旨等を勘案・査定し、予算の範囲内で追加配分している。この追加要求では、大学教員の研究・教育・社会貢献及び管理運営に関する自己点検・評価（個人評価）の結果が考慮されている。

・別添資料 10 - 2 - 3 - 1 予算配分方針（平成 16 年度～20 年度）

【分析結果とその根拠理由】

各年度とも、予算・収支計画及び資金計画を策定し、それに基づく予算編成方針の策定、教育経費や研究経費等の配分方針の策定など、適切な手順により予算を配分している。また、一般管理費の配分方法についてはゼロベース予算の手法を導入し、大学運営に必要な不可欠な予算であるかを査定の上で配分している。さらに、教育の質を確保する観点から、教育経費等の追加要求や補正予算要求制度を導入し、必要性、緊急性、予算額の妥当性などを審議・査定し、予算配分している。

学長裁量経費についても、学長が直接ヒアリングを実施し、外部資金獲得のための萌芽的な調査研究などに予算を配分している。

これらのことから、適切な予算配分がなされていると判断できる。

観点 10 - 3 - : 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点到係る状況】

本法人の毎事業年度の財務諸表等については、毎年 6 月末に文部科学大臣に提出している。文部科学大臣の承認後は、国立大学法人法の規定に基づき官報に公告し、本学のホームページにも掲載して（資料 10 - 3 - 1 - A）一般の閲覧に供している。

資料 10 - 3 - 1 - A 財務諸表等を掲載したホームページの URL

[http://www.nara-edu.ac.jp/koukai/koukai\\_1.htm#03](http://www.nara-edu.ac.jp/koukai/koukai_1.htm#03)

（注）平成 20 年度については、平成 21 年 9 月に掲載予定。

## 【分析結果とその根拠理由】

本法人の財務諸表等は、法令に基づき官報に公告するとともに、本学のホームページに掲載しており、適切な形で公表されていると判断できる。

観点 10 - 3 - : 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

## 【観点到に係る状況】

財務に対する会計監査については、会計監査人による監査、内部監査（別添資料 10 - 3 - 2 - 1）及び監事監査（別添資料 10 - 3 - 2 - 2）を実施している。

会計監査人による監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により、国立大学法人法の規定に基づき、毎事業年度財務諸表、事業報告書（会計に係る部分のみ）及び決算報告書について監査を受けている（別添資料 10 - 3 - 2 - 3）

日常業務における日々の書類審査については、会計課総務・決算係長が会計課長・副課長とともにに行っている。また事務局長の命を受けた会計課副課長が定期的（3ヶ月ごと）に会計帳簿、金庫等の検査を行っている。これに加えて、平成 19 年度には、科学研究費補助金の内部監査を行うとともに（別添資料 10 - 3 - 2 - 4）監査室（資料 10 - 3 - 2 - A）による各部局に対する内部監査を実施した（別添資料 10 - 3 - 2 - 5）監査の実施結果として、大きな指摘事項はなかった（別添資料 10 - 3 - 2 - 6）

監事監査については、監事が監事監査計画（別添資料 10 - 3 - 2 - 7）を策定し、実施している。また、適宜、学長及び理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な書類等の閲覧を行い、業務及び財産の状況を調査している。さらに、独立監査人の監査報告書の説明をうけ、財務諸表等について検討を加えている。この結果については、監事による監査報告書に記載されている（別添資料 10 - 3 - 2 - 8）

## 資料 10 - 3 - 2 - A 国立大学法人奈良教育大学監査室規則（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学監査室（以下「監査室」という。）を置く。

2 監査室は、学長直轄の組織とする。

3 監査室は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の業務の適法性及び合理性の観点から公正かつ客観的な立場で内部監査（監事監査を除く。以下同じ。）を行い、その内容を検討・評価し、不備な点があれば、それを改善するための助言、勧告する事項を国立大学法人奈良教育大学長（以下「学長」という。）に報告すること、並びに監事監査及び外部監査（会計監査人による監査を含む。以下同じ。）に関する事務の処理を行うことを目的とする。

（業務等）

第 2 条 監査室は、第 1 条第 3 項の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 監事監査の事務に関すること。
- 二 外部監査（会計監査人による監査を含む。）の事務に関すること。
- 三 内部監査（監事監査を除く。）に関する方針及び監査計画の策定並びにその実施に関すること。
- 四 内部監査の結果に基づく報告及び改善するための助言、勧告案の作成に関すること。
- 五 監事及び会計監査人との連絡調整並びに不正防止推進室との連携に関すること。
- 六 その他監査に関する事務に関すること。

（組織）

第 3 条 監査室は、室長及び室員で組織し、次の各号により指名された者が兼務することとする。

- 一 室長は、本学の教職員の中から学長が指名する者をもって充てる。
- 二 室員は、本学の事務職員の中から学長が指名する者若干名をもって充てる。
- 三 学長が、室員に学外者を必要と判断した場合、監査業務に関する学外有識者を室員として指名することができる。
- 2 室長は、監査室の業務を掌理する。
- 3 室員は、室長の命を受け監査室の業務を処理する。

- ・ 別添資料 10 - 3 - 2 - 1 国立大学法人奈良教育大学内部監査規則
- ・ 別添資料 10 - 3 - 2 - 2 国立大学法人奈良教育大学監事監査規則
- ・ 別添資料 10 - 3 - 2 - 3 独立監査人の監査報告書（平成 21 年 6 月）
- ・ 別添資料 10 - 3 - 2 - 4 平成 20 年度科学研究費補助金内部監査実施要領
- ・ 別添資料 10 - 3 - 2 - 5 平成 20 年度実施 国立大学法人奈良教育大学業務運営及び内部監査の方針及び実施計画
- ・ 別添資料 10 - 3 - 2 - 6 平成 20 年度実施 内部監査実施報告書
- ・ 別添資料 10 - 3 - 2 - 7 平成 20 年度監事による監査計画
- ・ 別添資料 10 - 3 - 2 - 8 監事による監査報告書（平成 21 年 6 月）

【分析結果とその根拠理由】

財務に対する会計監査については、会計監査人による監査、内部監査及び監事監査を計画的に実施し、報告書を提出していることから、財務に対して会計監査等が適正にかつ独立性を持って行われていると判断できる。

( 2 ) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 運営費交付金が削減される中であっても、教育・研究の質保証及び活性化を図るため基盤的経費に加え、競争的経費を確保し、有効な資源配分を行っている。
- ・ 大学資産の有効利用のため、近隣の類似施設を参考に施設貸付使用料金の適正化、施設利用の広報活動の強化等により財産貸付料収入の増収、余裕資金の運用により自己収入の確保を図っている。

【改善を要する点】

- ・ 受託研究や寄附金の収益が低迷していることから、広報活動の強化などにより大学の取組を広く一般に周知する必要がある。
- ・ 一般管理費にかかる業務について、複数年契約の精査や他大学との共同契約を推進し、一般管理費の更なる軽減を図る。

( 3 ) 基準 10 の自己評価の概要

本学の資産は、国立大学法人化以前に保有していた土地及び建物等を法人化に伴い、現物出資により国から継承している。

本学の自己収入の大部分を占める授業料及び入学金収益については、適正規模の学生数による安定した収入を

確保しており、運営費交付金を含め、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。収支についても、各年度において当期利益を計上し、短期借入も無いことから支出超過は発生していない。

これら収支の状況を示す財務諸表等について、文部科学大臣認可後、官報に告示するほか大学ホームページにも掲載するなど適切に公表している。

予算・収支及び資金計画は、学内各種の委員会等での審議を経て学長が決定し、文部科学大臣の認可後、大学ホームページに掲載し、学内外に明示している。また、当該計画に沿って学内予算配分計画等を策定し、教育研究に必要な基盤的経費や外部資金獲得を促す競争的予算配分など、有効な資源配分を実施している。

監査体制は会計監査人による監査、内部監査、監事監査を計画的に独立性を持って実施し、適切な監査が実施されていると判断できる。

